

あんしん住宅延長瑕疵保険契約申込書【戸建住宅／検査特例あり専用】

「あんしん住宅延長瑕疵保険契約」について、以下のとおり申し込みます。

(注) 記入漏れがないようご注意ください。◇は任意記入です。

保険契約申込者情報	届出事業者番号											申込日	西暦 20	年	月	日			
	事業者名																本帳票3枚目の「承諾事項および注意事項」の内容を確認し、了承します。		
	代表者(役職・氏名)																 (法人の場合、個人印では取り扱いできません)		
	申込担当者	所属 ◇											氏名						
	検査立会予定者(現場確認者等)(※2)	会社名											氏名						

※1 詳細は、4枚目末尾をご確認ください。 ※2 検査を実施する場合に立ち会いが必要です。
 ※3 日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。

保険証券送付先 ◇	届出事業者番号(拠点番号)			拠点名				担当者所属			担当者氏名		
-----------	---------------	--	--	-----	--	--	--	-------	--	--	-------	--	--

住宅情報	所在地	〒 - フリガナ ◇											
	所有者名(被保証者名)	フリガナ ◇										住宅所有者(被保証者)の宅建業免許	<input type="checkbox"/> 無

申込概要	主契約保険期間	<input type="checkbox"/> 初回延長プラン(年) <input type="checkbox"/> 再延長プラン(年) <input type="checkbox"/> 基本プラン(10年) <input type="checkbox"/> 10年補償プラン(10年)					
	支払限度額	<input type="checkbox"/> 500万円 <input type="checkbox"/> 1,000万円 <input type="checkbox"/> 2,000万円		住宅区分	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 優良品質住宅		
	工法	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造・SRC造		延床面積			㎡
	階数	地上	階	地下	階	新築時の引渡日	西暦 20 年 月 日
	メンテナンス状況	<input checked="" type="checkbox"/> 15年以内に防水メンテナンスを実施した		保険料等	申込受理証記入のとおり		

申込後の工事と検査	<input type="checkbox"/> ア. 申込後に工事の予定がない(現在施工中の工事もない) ⇒検査は①のみ(「現況検査希望日」に日付をご記入ください。)	① 現況検査(必須)	検査特例を利用する(書類審査を実施する)	現実検査日	西暦 20 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> イ. 申込後に基本構造部分を対象とする工事(防水メンテナンスを含む)を実施する、またはリフォーム特約を付帯する ⇒検査は①と②(①に日付をご記入ください。) ※工事完了時に②施工状況確認検査と①現況検査を同時に実施します。また、外装塗膜補償特約の付帯には防水メンテナンス工事が必須です。			② 施工状況確認検査	イに該当する場合は必須	現況検査希望日	西暦 20 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> ウ. 工事に「構造・防水の新設撤去」を含む(イ.にも必要) ⇒検査は①②③(①③の両方に日付をご記入ください。) ※構造・防水部分の新設撤去工事の仕上げ前に③施工中検査を、工事完了時に①②の検査を行います。					③ 施工中検査	ウに該当する場合は必須	施工中検査希望日

工事の免除 ◇	<input type="checkbox"/> 防水メンテナンス工事(※)の免除を申請する	※ 初回延長プラン以外のプランを申し込み場合、また、外装塗膜補償特約を付帯する場合には防水メンテナンス工事が必須となりますが、同等工事を実施済みの場合に審査により免除となる場合があります。
---------	--	--

特約 ◇	<input type="checkbox"/> リフォーム工事実施部分補償特約 ⇒特約の保証期間 (<input type="checkbox"/> 1年間 <input type="checkbox"/> 2年間) <input type="checkbox"/> 屋根外装塗膜補償特約 <input type="checkbox"/> 外装塗膜補償特約 ⇒特約の保証期間は主契約保険期間と同じ
------	--

告知事項	事故について	保険対象住宅で、過去に発生した不同沈下事故の申告	事故発生件数			件 (瑕疵保険の他、地盤保証により事故とされた場合を含む。)	
		保険対象住宅で、過去に保険金を受領した保険事故の申告	保険金受領事故件数(※)			件 (受領保険金の額の多少は関係なし。) ※1件以上ある場合は、2枚目の保険事故申告書を提出要	
	新築時の供給事業者/他の保険契約	保険対象住宅の新築時の供給事業者(請負人/売主)の申告	<input type="checkbox"/> この延長瑕疵保険の申込者と同じ <input type="checkbox"/> この延長瑕疵保険の申込者以外の者				
		保険対象住宅に係る他の保険契約の有無の申告	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (保険法人名)				

住宅あんしん保証の新築時の保険等	あんしん住宅瑕疵保険またはあんしん住宅延長瑕疵保険に加入あり	証券番号	H									
	優良住宅瑕疵保証に加入あり	保証書番号	20									
	保険法人検査の利用あり(受付番号または確認書発行番号をご記入ください。) <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも加入・利用なし	受付番号/確認書発行番号										

募集人氏名	【取次店使用欄】	受領者氏名	受領日	取次店コード	取次店名称	支店・営業所名
	登録センター					
募集人番号	募集店					
	受付センター					

あんしん住宅延長瑕疵保険 保険事故申告書

申込日 西暦 20 年 月 日

あんしん住宅延長瑕疵保険の申込みにあたり、保険対象住宅でこれまでに生じた保険事故（注）について、次のとおり申告します。

- 注1) 対象住宅において、保険事故が3回以上生じている場合は、原則、お引き受けできません。
注2) 申告の内容によっては、保険をお引き受けできない場合もあります。予めご了承ください。

申込者 保険契約	事業者番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="23" style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>																										-																						
-																																																		
事業者名																																																		

住宅情報	所在地	〒 _____ - _____
	所有者名	

注) 保険事故
ここでいう「保険事故」とは、対象住宅の基本構造部分(※)の瑕疵に起因して生じた損害について、あんしん住宅瑕疵保険で保険金をお支払いした場合をいいます。
※基本構造部分とは、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分をいいます。詳しくは契約内容のご案内をご確認ください。

保険事故（1回目）と同一原因の事故発生が予想される部分について			
申告事項	(1) 同一原因の事故発生が予想される部分の調査を実施しましたか	<input type="checkbox"/> はい →(2)へ	<input type="checkbox"/> いいえ →(4)へ
	(2) 調査の結果、同様の瑕疵はありましたか	<input type="checkbox"/> はい →(3)へ	<input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 修補は適切に実施しましたか	<input type="checkbox"/> はい →(5)①②へ	<input type="checkbox"/> いいえ →(4)へ
	(4) 実施しない理由を右欄に記入ください		
	(5)① 具体的な修補内容を右欄に記入ください		
(5)② この保険事故の再発防止として講じた対策等を右欄に記入ください			

保険事故（2回目）と同一原因の事故発生が予想される部分について			
申告事項	(1) 同一原因の事故発生が予想される部分の調査を実施しましたか	<input type="checkbox"/> はい →(2)へ	<input type="checkbox"/> いいえ →(4)へ
	(2) 調査の結果、同様の瑕疵はありましたか	<input type="checkbox"/> はい →(3)へ	<input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 修補は適切に実施しましたか	<input type="checkbox"/> はい →(5)①②へ	<input type="checkbox"/> いいえ →(4)へ
	(4) 実施しない理由を右欄に記入ください		
	(5)① 具体的な修補内容を右欄に記入ください		
(5)② この保険事故の再発防止として講じた対策等を右欄に記入ください			

★あんしん住宅延長瑕疵保険申込みにあたり必ずお読みいただき、お申し込みください。(本紙の提出は不要です。)

承諾事項および注意事項

【承諾事項】

- 「契約内容のご案内」を受領・確認しました。この保険契約に「普通保険約款・特約」が適用されることを了承します。
- 保険料等は、この申込みの受理をもって、株式会社住宅あんしん保証からの請求に基づき支払うことを承諾します。
- 現場検査実施後は、保険加入の有無にかかわらず、検査手数料を支払うことを承諾します。
- 住宅あんしん保証ホームページ(https://www.j-anshin.co.jp/)の「個人情報の取扱いについて」に記載の個人情報の取扱いに関する事項に同意します。

【注意事項】

- この保険の加入にあたり、保険契約者が本保険の「瑕疵保証検査運用基準」に基づき保険対象住宅の検査を行う必要があります。
- 選択したプランによってお引き受けできる築年数等の条件が異なります。詳しくは「契約内容のご案内」をご確認ください。
- 再延長プラン、基本プラン、10年補償プランでは屋根・外壁等に「防水メンテナンス工事」(必須工事)の実施が必要です。
- 現場検査は保険契約の締結を目的とした検査であり、現場検査完了証は保険対象住宅の性能を評価し、表示するものではありません。また、現場検査により、保険対象住宅に瑕疵がないことを保証するものではありません。
- 防水メンテナンス工事、リフォーム工事(リフォーム特約付帯時)、外装等塗装工事(塗膜補償特約付帯時)および基本構造部分に関する工事を実施する場合は本保険の「設計施工基準」を満たす必要があります。
- 検査の結果「指摘事項あり」となった場合は、指摘事項の改善をしなければ保険に加入することはできません。
- 記載いただいた氏名・住所等について、システム上印字できない一部の漢字は、カナや印字可能な漢字へ置換えますので予めご了承ください。

上記のすべての事項に了承いただける場合にのみ、本帳票 1 枚目「保険契約申込者情報(被保険者)」欄の事業者印の箇所にご捺印ください。

記入例および記入上の注意事項

あんしん住宅延長瑕疵保険契約申込書【戸建住宅/検査特例あり専用】

「あんしん住宅延長瑕疵保険契約」について、以下のとおり申し込みます。(注)記入欄がないようご注意ください。○は任意記入です。

届出事業者番号	1 2 3 4 5 6 7 - 8 9 0	申込日	西暦 20 23 年 11 月 13 日
事業者名	株式会社 あんしん住宅	本帳票3枚目の「承諾事項および注意事項」の内容を確認し、了承します。	
代表者(役職・氏名)	代表取締役社長 安心 太郎	(法人の場合、個人印では取り扱えません)	
申込担当者	所属 ◇ TEL 00-0000-0000	氏名	安心 花子
検査立会い予定者(現場確認者等)(※2)	会社名 安心検査 TEL 090-0000-0000	受理証等送付先メールアドレス(※1)	△△△ @ co. jp
検査立会い予定者(現場確認者等)(※2)	携帯番号(※3) 090-0000-0000	氏名	検査 次郎
※1 詳細は、4枚目末尾をご確認ください。 ※2 検査を実施する場合に立ち会いが必要です ※3 日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。			
保険証券送付先◇	届出事業者番号(拠点番号)	担当者	担当者 氏名
所在地	〒 100 - 1000 フリガナ◇ トウキョウトチュウオウク△△チヨウ		
所在地	東京都中央区△△町1-1-1		
所有者名(被保険者名)	フリガナ◇ シュウタク ハコ	住宅所有者(被保険者)の宅建業免許	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
主契約保険期間	<input type="checkbox"/> 初回延長プラン(年) <input type="checkbox"/> 再延長プラン(年) <input checked="" type="checkbox"/> 基本プラン(10年) <input type="checkbox"/> 10年補償プラン(10年)		
支払限度額	<input type="checkbox"/> 500万円 <input checked="" type="checkbox"/> 1,000万円 <input type="checkbox"/> 2,000万円		
工法	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造・SRC造		
階数	地上 2 階 地下 0 階	住宅区分	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 優良品質住宅
メンテナンス状況	<input checked="" type="checkbox"/> 15年以内に防水メンテナンスを実施した		
申込後の工事と検査	<input type="checkbox"/> ア. 申込後に工事の予定がない(現在施工中の工事もない) ⇒検査は①のみ(「現況検査希望日」に日付をご記入ください。) <input checked="" type="checkbox"/> イ. 申込後に基本構造部分を対象とする工事(防水メンテナンス工事を含む)を実施する、またはリフォーム特約を付帯する ⇒検査は①と②(①に日付をご記入ください。) ※工事完了時に②施工状況確認検査と①現況検査を同時に実施します。また、外装塗膜補償特約の付帯には防水メンテナンス工事が必須です。 <input checked="" type="checkbox"/> ウ. 工事に「構造・防水の新設撤去」を含む(イ.にも適用) ⇒検査は①②③(①③の両方に日付をご記入ください。) ※構造・防水部分の新設撤去工事の仕上げ前に③施工中検査を、工事完了時に①②の検査を行います。		
工事の免除◇	<input checked="" type="checkbox"/> 防水メンテナンス工事(※)の免除を申請する ※初回延長プラン以外のプランを申し込む場合、また、外装塗膜補償特約を付帯する場合には防水メンテナンス工事が必須となりますが、同等工事を実施済みの場合に審査により免除となる場合があります。		
特約	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム工事実施部分補償特約 ⇒特約の保証期間(<input checked="" type="checkbox"/> 1年間 <input type="checkbox"/> 2年間) <input checked="" type="checkbox"/> 屋根外装塗膜補償特約 <input type="checkbox"/> 外装塗膜補償特約 ⇒特約の保証期間は主契約保険期間と同じ		
事故について	保険対象住宅で、過去に発生した不同沈下事故の申告	事故発生件数	0 件 (瑕疵保険の他、地盤保証により事故とされた場合を含む。)
	保険対象住宅で、過去に保険金を受領した保険事故の申告	保険金受領事故件数(※)	0 件 (受領保険金の額の多少は関係なし。) ※1件以上ある場合は、2枚目の「保険事故申告書」を提出要
新築時の供給事業者/他の保険契約	保険対象住宅の新築時の供給事業者(請負人/売主)の申告	<input checked="" type="checkbox"/> この延長瑕疵保険の申込者と同様 <input type="checkbox"/> この延長瑕疵保険の申込者以外の者	
告知事項	保険対象住宅に係る他の保険契約の有無の申告	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (保険法人名)	
住宅あんしん保証の保険等	あんしん住宅延長瑕疵保険またはあんしん住宅延長瑕疵保険に加入あり	証券番号	K H P Y 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 A A
	優良住宅瑕疵保証に加入あり	保証書番号	2 0
	保険法人検査の利用あり(受付番号または確認書発行番号をご記入ください。)	受付番号/確認書発行番号	
	<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも加入・利用なし		

「保険契約申込者」欄に記入の住所と異なる拠点に保険証券・保険付保証明書を送付をご希望の場合は「記入欄」をご記入ください。(あらかじめ拠点登録の手続きが必要です。)

初回延長プランは「1年」「2年」「3年」「4年」「5年」のいずれかを、再延長プランは「5年」または「10年」のいずれかをご記入ください。

防水メンテナンス工事と同等の工事を実施済みの場合で、設計施工基準別紙に基づき免除を申請する場合は「申込後の工事と検査」欄に「ウ. 工事に「構造・防水の新設撤去」を含む(イ.にも適用)」を選択してください。審査には資料(4枚目参照)の提出が必要です。なお、審査の結果によっては当該工事が免除とならない場合があります。

付帯する特約にチェックし、保険期間を選択ください。同時付帯可能ですが主契約保険期間を超える期間は選択できません。どちらの特約も付帯条件があります。詳しくは「契約内容のご案内」をご確認ください。

申込住宅において、新築時に上記いずれかの利用がある場合は保険料割引が適用されます。(対象となる商品の番号欄をご記入ください。)

拠点登録をしている場合は「-」以降もご記入ください。

建設住宅性能評価書または長期優良住宅認定通知書が交付された住宅をいい、これらの書類の写しの提出がない場合は一般住宅となります。

15年以内に防水メンテナンス工事同等の工事が行われている場合は10年補償プランの築年数条件が20年⇒25年に伸長します。審査には資料(4枚目参照)の提出が必要です。

①現況検査についていずれかにチェックし、該当の項目をご記入ください。過去の検査結果とは、あんしん住宅延長瑕疵保険またはあんしん既存住宅(個人間)売買瑕疵保険で実施された現場検査(第三者検査)であること、かつ、検査実施日から保険始期日が1年以内のものに限ります。

保険金支払いを受けた事故が1件以上ある場合は、保険事故申告書(申込書2枚目)をご提出ください。

★ 保険申込みにあたり、提出書類の確認にご利用ください。(本紙の提出は不要です。)

あんしん住宅延長瑕疵保険 提出書類確認シート【戸建住宅/検査特例あり専用】

	申込書および添付書類	補足/注意事項等		
保険契約申込時必要書類	全ての住宅			
	<input type="checkbox"/> あんしん住宅延長瑕疵保険契約申込書【戸建住宅/検査特例あり専用】	本帳票 1 枚目		
	<input type="checkbox"/> 「あんしん住宅延長瑕疵保険」の事業者による瑕疵保証検査【簡易仕様】検査チェックシート	保険申込以降、瑕疵保証検査の実施後すみやかに提出ください。		
	<input type="checkbox"/> 各階平面図またはこれに代わる図面等(※リフォーム等により新築時から変更されている場合は、変更後の資料をご提出ください。)	間取(各室の用途)がわかるもの(壁、開口部(玄関・窓・天窓等)とし、木造または鉄骨造の場合は床下点検口・小屋裏点検口の図示が必要です。		
	<input type="checkbox"/> 契約内容確認シート	被保証者の署名または記名押印を取り付けてください。		
	右記条件によりご提出いただく書類	あんしん住宅瑕疵保険に加入	保険法人検査を利用	利用していない
	<input type="checkbox"/> 付近見取図	—	—	必要
	<input type="checkbox"/> 新築時の引渡日が確認できる資料	—	必要	必要
	その他住宅により異なるもの			
	<input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書または長期優良住宅認定通知書の写し	優良品質住宅の割引を適用する場合		
	<input type="checkbox"/> 新耐震基準等に適合していることが確認できる資料 (下記「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧」のいずれかの資料)	新築住宅建設工事完了から申込みまでの間に保険申込住宅の構造耐力上主要な部分に対する改修工事が実施された場合(当該工事内容が部分的な加工の場合を除きます)		
	<input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険契約で実施した現場検査の結果	過去の検査結果を活用して現況検査を省略する場合		
	<input type="checkbox"/> 防水メンテナンス工事、基本構造部分の工事に関する資料(図面、見積書、工程表など)	「申込後に工事を実施する」、「防水メンテナンス工事の免除を申請する」(同等工事の実施による場合)のいずれかに該当した場合 10年補償プランを選択、かつ「15年以内に防水メンテナンスを実施した」に該当した場合		
	<input type="checkbox"/> 防水メンテナンス工事対象部分が高耐久仕様等であることが分かる資料(カタログ、試験結果など)	「防水メンテナンス工事の免除を申請する」(高耐久製品による場合)に該当した場合		
	<input type="checkbox"/> 外壁等の塗装工事の塗材が高耐久製品であることがわかるもの	保険期間10年の塗膜特約を付帯する場合、塗料の種類が記載されたパンフレット等(例:シリコン、フッ素、無機系など)の提出が必要です。		
リフォーム工事実施部分補償特約を付帯する場合				
<input type="checkbox"/> 平面図等(工事内容および工事範囲がわかるもの)				
<input type="checkbox"/> 工事実施部分の仕上げその他の仕様がわかるもの	内外仕上表、特記仕様書、設備機器明細書等			
<input type="checkbox"/> 「工事請負契約書」の写しまたは「発注書+工事請書」の写し	工事請負約款を使用している場合は、約款を含みます。			
<input type="checkbox"/> 「工事費見積書」の写しまたは工事費の明細が確認できる資料	内訳が「一式」となっている場合は、その明細について追加で提出していただくことがあります。			

新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧

新築住宅建設工事完了から申込みまでの間に保険申込住宅の構造耐力上主要な部分に対する改修工事が実施された場合(当該工事内容が部分的な加工の場合を除く。)は、改修後に発行された次のいずれかの資料が必要です。

資料	建築確認日等	発行者等	その他条件、特記事項
耐震基準適合証明書の写し	証明年月日	確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士 住宅瑕疵担保責任保険法人 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、証明者の記名・押印があるものに限り、 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又は地方税法施行規則(昭和29年総務府令第23号)に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類であって所定の税制特約を受けるために必要となる証明書です。
住宅耐震改修証明書の写し			
固定資産税減額証明書の写し			
耐震改修に関して発行された増改築等工事証明書の写し	作成年月日	建築士事務所	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、建築士の記名があるものに限り、 建築士が現行建築基準(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章および第5章の4に定める構造耐力基準)に適合していることを、仕様規定への適合性の確認または構造計算により確認したことを証する書類です。
構造計算書または構造確認書(建築士法第20条第2項に規定する証明書)等の写し			
耐震診断結果報告書の写し		確認検査機関 住宅性能評価機関 建築士事務所 地方公共団体	原則として図面・計算書等の根拠資料が必要です。 また、発行者(建築士事務所の場合は建築士)の記名があるものに限り、 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて発行者が耐震診断を行い、作成した書類です。
既存住宅売買瑕疵保険の保険証券または保険付保証明書の写し	保険契約締結日	住宅瑕疵担保責任保険法人	保険契約締結日が平成25年1月1日以降のものに限り、
既存住宅に係る建設住宅性能評価書の写し	評価書交付年月日	住宅性能評価機関	耐震等級が1以上必要です。耐震等級とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1の1-1(4)イおよびロに規定する基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価)とします。

《西暦・和暦早見表》

西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
和暦	S55	S57	S58	S59	S60	S60	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
西暦	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
和暦	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	

《受理証等送付先メールアドレス登録について》

- ・はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます
- ・本登録承諾確認メールが届いたらメール記載のURLにアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)



- ・受理証は工事完了後に行う保険証券発行申請手続きが必要となります。
- ・2つ以上のメールアドレスへの送信をご希望の場合は、「受理証等送付先メールアドレス記入シート」をご提出ください。